

# 医師の働き方改革に係る 追加的健康確保措置 に関する説明会

令和6年6月28日

千葉県健康福祉部医療整備課



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

# 医師の時間外労働の上限規制の概要

- ・ 年間の時間外労働は**原則960時間**、県の指定を受けた場合、**例外的に1,860時間**
- ・ 他業種よりも上限時間が長いので、**追加的に健康確保措置を義務付け**



※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

## 月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

**【追加的健康確保措置】**

**勤務間インターバルの確保**  
 (①24時間以内に9時間  
 ②46時間以内に18時間  
 のいずれか)  
 及び代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

**勤務間インターバルの確保**  
 (①24時間以内に9時間  
 ②46時間以内に18時間  
 のいずれか)  
 及び代償休息のセット (義務)

**勤務間インターバルの確保**  
 (①24時間以内に9時間  
 ②46時間以内に18時間  
 のいずれか)  
 及び代償休息のセット (義務)

注)臨床研修医については連続勤務時間制限を強化・徹底する観点から、勤務間インターバルは、  
 ①24時間以内に9時間  
 ②48時間以内に24時間  
 のいずれかとなる。

**<A水準>**  
 勤務間インターバルの確保  
 (①24時間以内に9時間  
 ②46時間以内に18時間  
 のいずれか)  
 及び代償休息のセット (努力義務)

**<C水準>**  
 上記A水準の勤務間インターバル及び代償休息のセット (義務)

注) 臨床研修医の勤務間インターバルは、  
 ①24時間以内に9時間  
 ②48時間以内に24時間  
 のいずれかとなる。

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

# 【ご案内】 特定労務管理対象機関指定申請スケジュール

今年度の**特定労務管理対象機関**(B、C水準)の**指定**については、**計3回を予定**しています。

指定を希望する医療機関の方は、スケジュールを御確認の上で、**早めに御相談**をお願いします。

医療機関勤務環境  
評価センターの 評価受審

滞ることなく評価が実施できた場合、書類受付から結果通知までの4か月程度の見込み  
(センターホームページより)

県への指定申請

申請の締切予定日

①R6.7.19(金)、②R6.9.27(金)、③R7.1.31(金)

※部会の開催日等によって変更の可能性あり

県による審査  
医療審議会での協議

審議会(医療対策部会)の開催予定

①8~9月頃、②11~12月頃、③3月頃

※変更の可能性あり

指定

指定見込時期

①9月末頃、②12月下旬頃、③3月末頃

※部会の開催日等によって変更の可能性あり

# 【ご案内】働き方改革関係の調査への協力をお願い

現在、皆様に第1回のフォローアップ調査をお願いしていますが、今後も国において複数の調査が予定されていますので、御協力をお願いします。

※太字は県経由で依頼、その他は国から直接依頼予定

調査名	時期	対象	主な調査内容
医師の働き方改革の施行後調査	R6.6-7頃 R7.1頃	救急・分娩などを行う病院・診療所	・医師への適用水準 ・医師派遣の引き揚げ等の有無 ・診療体制への影響 等
医療機関における勤務環境改善のための調査分析	R6.6-7頃	全病院・有床診療所	・勤務環境改善の取組、労務管理の状況 ・各職員の労働実態・意識調査 等
長時間労働医師に対する面接指導実施状況調査	R6.10頃	全病院・有床診療所	・面接指導の実施状況 ・体制整備の状況 ・実施に関する意識調査 等
勤務間インターバル等実態調査	R6.10頃	全病院・有床診療所	・勤務間インターバル等の確保状況 ・体制整備の状況 ・実施に関する意識調査 等
特定対象医師の時間外・休日労働の実態調査	R7.1以降	特定労務管理対象機関	・特定対象医師の平均・最長時間外労働時間 ・時間外労働960時間超の人数見込み 等
医師の勤務環境把握に関する研究	R7年度	全病院及び一部の診療所・老健	常勤勤務医の1週間の労働時間等

# 追加的健康確保措置の概要

項目	概要	対象
<b>1 面接指導の実施</b> (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
<b>2 就業上の措置</b> 〔時間外・休日労働 月100時間以上見込〕 (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
<b>3 就業上の措置</b> 〔時間外・休日労働 月155時間超〕 (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
<b>4 勤務間インターバル ・代償休息</b> (法第123条第1,2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定 労務管理 対象機関

※ **A水準の医療機関**で兼務先等通算して**月100時間以上の時間外・休日労働を行う医師がいない場合**は**該当しない**（立入検査での書類確認もなし）。

# 本日のタイムスケジュール

## 前半の部

**全医療機関を対象**に、

- ・面接指導の実施
- ・就業上の措置

について説明し、質疑応答を行います。

## 後半の部

**特定労務管理対象機関の指定を受けている医療機関  
及び今後指定を検討する医療機関を対象**に、

- ・勤務間インターバルの確保
- ・代償休息の確保

について説明し、質疑応答を行います。

※A水準の医療機関は努力義務ですので、必要に応じて御参加ください。

# 前半の部

- ・ 面接指導の実施
- ・ 就業上の措置

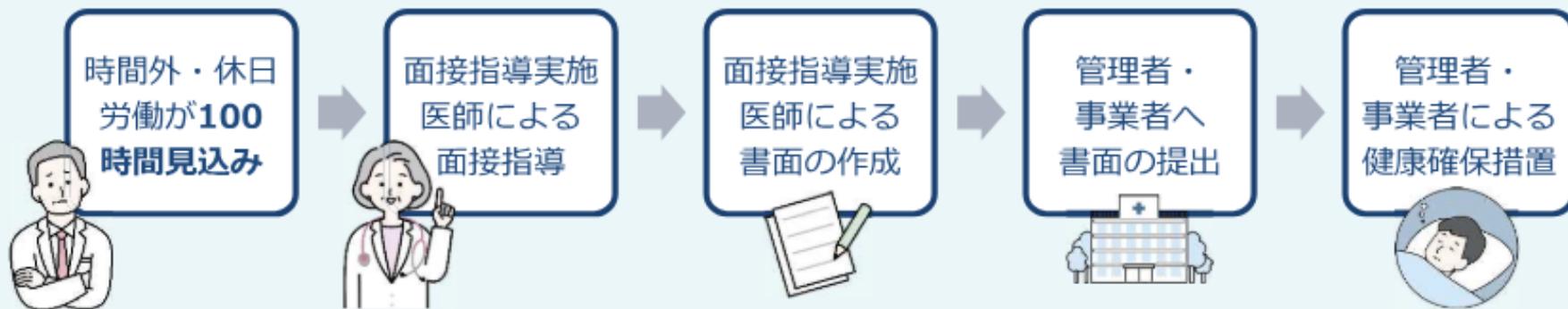
# 面接指導の概要

対象者：時間外・休日労働が**月100時間以上となる**  
**ことが見込まれる医師**（面接指導対象医師）

実施時期：原則として、月の時間外・休日労働時間が  
**100時間以上となる前**（A水準の場合、例外あり）

## 面接指導の実施の流れ

面接指導は、長時間働く医師一人一人の健康状態を確認し、医師の健康確保のため、必要に応じて、管理者（事業者）が就業上の措置を講ずることを目的として行われるものです。



# 面接指導対象医師（面接指導を受ける医師）

**適用される水準（A～C）**や**本人の希望に関わらず**月の時間外・休日労働時間が100時間以上となることが見込まれる医師は**面接指導を受ける義務**があります。

## 面接指導の対象とならない医師の範囲

- 病院・診療所の管理者（医療法上の管理者）
- 診療を直接の目的とする業務を行わない医師  
（産業医、血液センター等の勤務医、健診センターの医師、  
大学病院の専門業務型裁量労働制が適用される医師など）

## 複数医療機関で勤務する医師の面接指導

**自院と兼務先等の時間外・休日労働時間を通算し**、100時間以上となることが見込まれれば実施が必要

- 他医療機関での労働時間は、**自己申告により把握**
- 複数医療機関で勤務する場合は、**いずれか1か所の勤務先で面接指導**を行うことも可

# 面接指導実施医師（面接指導を行う医師）

## 面接指導実施医師の要件

- 厚生労働省が実施する「**面接指導実施医師養成講習会**」の**受講を修了**していること（修了証書の写しを保管してください）
  - 当該医療機関の**管理者ではない**こと
- ※更に、直接の上司とならないような体制を整備することが望ましいとされています

(表面)

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

[管理番号]

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	〇医師	所属	循環器内科
		生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
面接実施年月日	2024年5月21日		
面接指導実施医師	(所属) 消化器内科	(氏名) ※署名等	〇〇〇〇

面接指導実施医師は、表面に記載した段階（管理者が裏面の「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」等を記載する前）で、本書面を被面接医に渡してください。

面接指導実施医師の氏名が一致することを確認

(別添)

第 号

### 修了証書

氏名	〇〇〇〇
医籍登録番号	123456
生年月日	昭和〇年〇月〇日

あなたは長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修を修了したことを証します

# 面接指導の実施時期

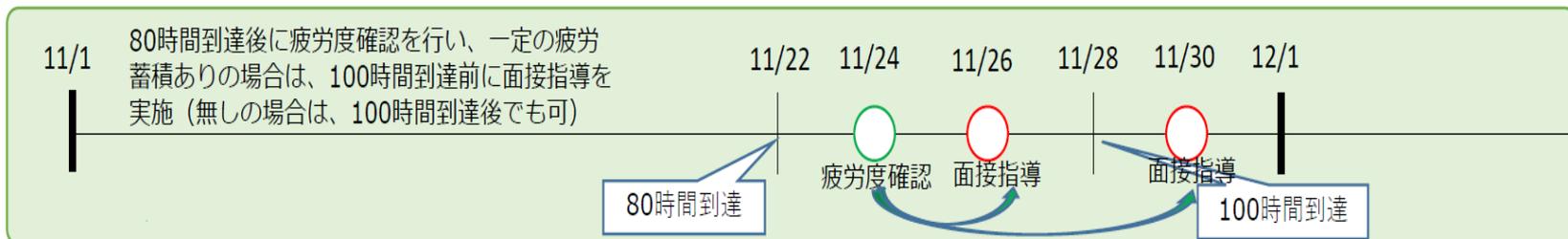
## 原則

月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前に実施

## 例外

A水準の医師で、以下を**全て**満たす場合は、100時間以上となった後、遅滞なく実施することも可能

- ア 前月の時間外・休日労働時間数が100時間未満であること
- イ 直近2週間の1日平均睡眠時間が6時間以上であること
- ウ 面接指導の希望がないこと
- エ 疲労蓄積度チェック結果が、自覚症状Ⅰ～Ⅲかつ疲労蓄積度の点数が4未満であること



※ **100時間以上となる前に疲労度（上記ア～エ）を確認し、その結果を記録・保存**することが必要です。

# 面接指導の実施記録に記載が必要な事項

## 以下の事項の記録と、5年間の保存が義務付け

(兼務先等で面接指導を受けた医師は、結果の写しを保存)

- ア 面接指導の実施年月日
- イ 面接指導対象医師の氏名
- ウ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名
- エ 面接指導対象医師の勤務の状況
- オ 面接指導対象医師の睡眠の状況
- カ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- キ その他面接指導対象医師の心身の状況

必要事項の記載があれば、様式は異なっても可

(表面)

### 長時間労働医師面接指導結果及び意見書

[管理番号]

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	イ 面接指導対象医師の氏名 C医師		所属 循環器内科
	生年月日		昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
勤務の状況 (労働時間、労働時間以外の項目)	先月(4月)は受け持ち患者が増え、時間外・休日労働は108時間。今月も長時間手術、術後の患者対応に時間を要している。同僚が体調を崩し、当直を代わりに担当し、忙しかった。		
睡眠負債の状況	(低) 0 (1) 2 3 (高) (本人報告・睡眠評価表) (特記事項) 一時的なものと思われるが要経過観察		
疲労の蓄積の状況	(低) 0 1 (2) 3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)		
その他の心身の状況	特になし		
面接実施年月日	2024年5月21日		ア 面接指導の実施年月日
面接指導実施医師	(所属) 消化器内科	(氏名) ※署名等 〇〇 〇〇	

ウ 面接指導実施医師の氏名

# 立入検査での確認事項

## 面接指導の実施状況

- 必要事項が記載された面接指導の実施記録があるか
- 面接指導の実施時期は適切か
  - 原則として、時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施されているか
  - 月100時間以上となった後に実施する場合は、対象医師がA水準医師で、かつ疲労度の確認結果が記録されているか
- 面接指導実施医師の要件を満たしているか
  - 面接指導の実施記録に記載された面接指導実施医師の修了証書の写しがあるか
  - 管理者以外の者が面接指導を実施しているか

必要な記録等がない場合、必要事項の記載が漏れている場合は改善指導の対象となります。

# 就業上の措置の概要

## 就業上の措置①：面接指導実施医師の意見を踏まえた措置

- 面接指導の結果を踏まえて、**必要に応じて、措置を講じる**もの。
- 医師の疲労の蓄積状況等によっては、措置不要という判断もあり得る。

## 就業上の措置②：月の時間外・休日労働時間が155時間を超えた場合の措置

- 155時間を超えた場合は、**遅滞なく措置を講じる義務が生じる**。
- 措置の要否について、判断の余地なし。

# 就業上の措置①の記録に記載が必要な事項

## 以下の事項の記録と、5年間の保存が義務付け

(兼務先等で措置を講じた場合は、措置内容の写しを保存)

① 面接指導実施  
医師から聴取  
した意見

② 就業上の措置  
の内容

※ **措置不要と判断した場合、その旨を必ず記録**してください。

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

[管理番号]

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	C医師	所属	循環器内科
本人への指導内容及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)			
	就業上の措置は不要です		
○	以下の心身の状況への対処が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨 ・ 面談を含む産業医連携 ・ <b>その他 (特記事項へ記載)</b>		
○	以下の勤務の状況への対処が必要です (○で囲む) 上司相談 ・ 面談を含む産業医連携 ・ <b>その他 (特記事項へ記載)</b>		
(特記事項)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・忙しくても、睡眠の確保を優先するよう伝えた。</li> <li>・できる限り20時には病院を出て、当日に任せて帰るよう努力してはどうかと助言した。</li> </ul>			
①面接指導実施医師の意見が記載されている			
面接指導実施医師意見に基づく措置内容 (管理者及び事業者が記載)			
措置の必要性 ( <input checked="" type="radio"/> 有 ) ・ 無 )			
産業医面談を実施した上で最終判断することとし、産業医面談までは就業上の措置は特に指示なし			
決定日: 2024年5月23日			
②措置内容が記載されている (措置不要の場合も、その旨を必ず記載)			
※措置の必要性はないと判断した場合、「措置の必要性」欄の「無」に○をつけて、判断した日の日付を「決定日」欄に記入してください。			
確認欄 (署名等) ※提出を受けた医療機関で記載してください。			
医療機関名	△△病院		
(管理者)	□□ □□	(事業者)	医療法人○○

# 就業上の措置②の記録に記載が必要な事項

## 以下の事項の記録と、5年間の保存が義務付け

(兼務先等で措置を講じた場合は、措置内容の写しを保存)

### ①就業上の措置の内容

※措置対象となる医師が分かるように記録してください。

時間外・休日労働が155時間超となった医師の措置について

[管理番号]

対象者			
対象者氏名	C医師	所属	循環器内科
		生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日

労働時間短縮のための措置内容	
慢性睡眠不足の解消のため、当面の間、当直を月1回に制限する。 措置内容が記載されている	
(管理者) □□ □□	2024年6月5日

※月の時間外・休日労働時間が155時間を超えた場合は、労働時間の短縮に必要な措置を講じる義務があります。

# 立入検査での確認事項

## 就業上の措置①

- 就業上の措置に関する記録があるか
- 当該記録には、面接指導実施医師から聴取した意見及び措置内容（措置不要と判断した場合は、その判断結果）について記載があるか

## 就業上の措置②

- 就業上の措置に関する記録があるか
- 労働時間短縮のための必要な措置の具体的な内容が記載されているか

必要な記録等がない場合、必要事項の記載が漏れている場合は改善指導の対象となります。

# 立入検査の流れ（面接指導・就業上の措置）

- 立入検査では、原則として、医師全員ではなく、**複数名を抽出して確認**を行います。
- 抽出作業に必要なため、保健所からの事前連絡に従い、以下のとおり事前調書の作成、提出をお願いします。
- 検査対象者については、**検査当日に指名**するため、事前調書に記載した**全員の記録を速やかに提示できるように準備**をお願いします。

## 事前調書の提出 ※4～5月分も必要な記録の作成・保存は義務

検査対象期間（検査予定月の前々月から起算して1年間、令和6年度に限り6月以降）に、**月の時間外・休日労働時間が100時間を超えた医師の一覧**（様式1）を作成し、各保健所に提出してください。

# 面接指導の実施状況等に係る記録様式

- 国が公表している様式をもとに、必要事項を網羅した**参考様式を県で公表**していますので、可能な範囲で、**当該様式を用いた記録の作成**をお願いします。
- 独自の様式による記録の作成も可能ですが、必要事項の漏れがないように注意いただくとともに、検査を受けるに当たっては、確認箇所が分かるように整理をお願いします。
- また、システム等で記録を管理することも可能ですが、必要な情報を直ちに明瞭かつ整然とした形式でパソコン画面等に表示し、書面にも出力できることが求められます。

# 立入検査で指摘を受けた場合の対応

- 医療法に定められた対応を行っていない場合、保健所から改善指導を行います。
- 改善指導に当たっては、**必要に応じて、医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるように指導**することがあります。なお、その場合、**検査結果を医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理相談コーナー**（千葉労働局の委託先）の**担当者に共有**することがあります。
- また、繰り返し改善指導を行っても、改善に向けて必要な措置が講じられない場合、知事名で改善命令を出すことがあります。

※改善命令に違反した場合、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります

# 質疑応答

- **Q&A機能への質問**は、後日、**県ホームページに回答をアップロード**します。
- **この場で質問を希望**する方は、**「手を挙げる」を押し**、事務局から指名後に御発言をお願いします。なお、時間の都合上、御指名できなかった方は、お手数ですが、後日個別にお問い合わせください。

# 後半の部

- ・ 勤務間インターバルの確保
  - ・ 代償休息の確保

**主にB,C水準の医療機関向けの内容です**

A水準の医療機関は努力義務ですので、  
必要に応じて御参加ください

**必要のない方は、適時ご退出ください**

# 勤務間インターバルの基本的な考え方

特例水準（**B、C水準**）の指定を受ける医師：**義務**

特例水準の指定を受けない（**A水準**）医師：**努力義務**

→ インターバル・代償休息の確保状況の記録を作成し、5年間の保存が必要。**立入検査**では、**義務分の記録を確認**します。

十分な休息時間（睡眠時間）を確保するため、  
医師の勤務間のインターバルのルールが設定されます。



BC水準の場合は義務  
A水準の場合は努力義務



**連続した休息時間を確保し、  
仕事から離れることが、  
心と体の健康のためには重要です。**

※ 休息時間を細切れにとることは認められません。

# 勤務間インターバルのパターン

原則は、連続勤務時間は15時間で制限するが、長時間の予定手術や許可なし宿日直などやむを得ない場合は例外を認めている。また、臨床研修医とそれ以外の医師で例外のパターンが異なる。

## ①宿日直がない勤務日【共通】 **夜勤も原則①に該当（例外あり）**

業務開始から24時間以内に連続9時間の休息時間が確保できているか

## ②許可あり宿日直がある勤務日【共通】 **宿日直はインターバル扱い**

業務開始から24時間以内に連続9時間の許可あり宿日直があるか

## ③15時間を超えて連続勤務させる場合【臨床研修医以外】

予定手術への対応等のため15時間を超える業務に従事させる場合、次の業務開始までに連続9時間の休息時間が確保できているか

## ④許可なし宿日直がある勤務日【臨床研修医以外】 **宿日直は勤務扱い**

業務開始から46時間以内に連続18時間の休息時間が確保できているか

## ⑤15時間を超えて連続勤務させる場合【臨床研修医】

業務開始から48時間以内に連続24時間の休息時間が確保できているか

※⑤の適用は、臨床研修の必要性からやむを得ず15時間を超えるものに限る

# 働き方のイメージ (通常の勤務)

24時間



連続勤務は  
原則15時間以内  
※休憩時間を含む

連続9時間以上の  
許可あり宿日直は  
インターバル扱い

許可あり宿日直と  
休憩時間を足して  
9時間とすることは  
不可



日勤

休息

日勤

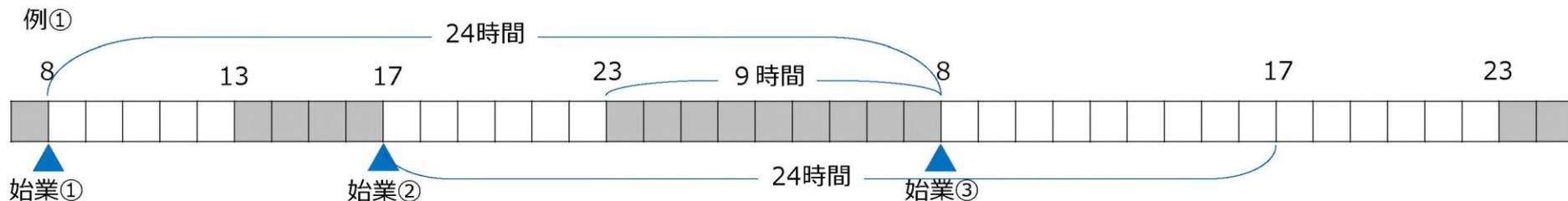
※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

# 1日に短期間の休息と労働の繰り返す場合

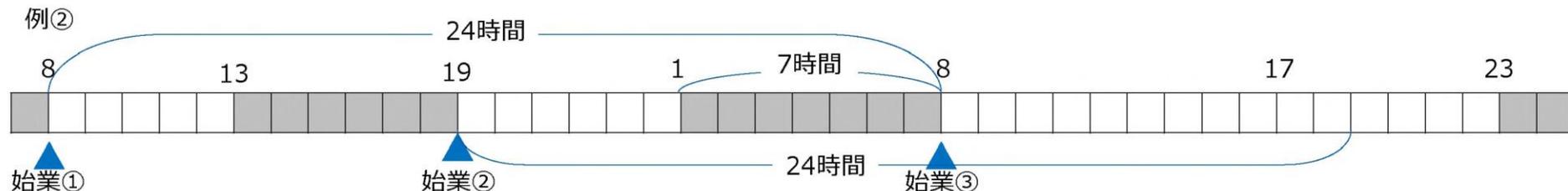
例えば、**1日のうちに複数の医療機関で勤務する場合**など、1日に短期間の休息と労働を繰り返す場合、**それぞれの始業からインターバルを確保することが必要**となります。



下記例①では、8時から翌朝8時までの24時間の間に継続した9時間の休息（23時～8時）が確保できているため、インターバルが確保されていることとなります。



下記の例②では、合計の休息時間は例①と同じですが、8時から翌朝8時までの24時間の間に継続した9時間の休息が確保できていないため、インターバルが確保されていないこととなります。

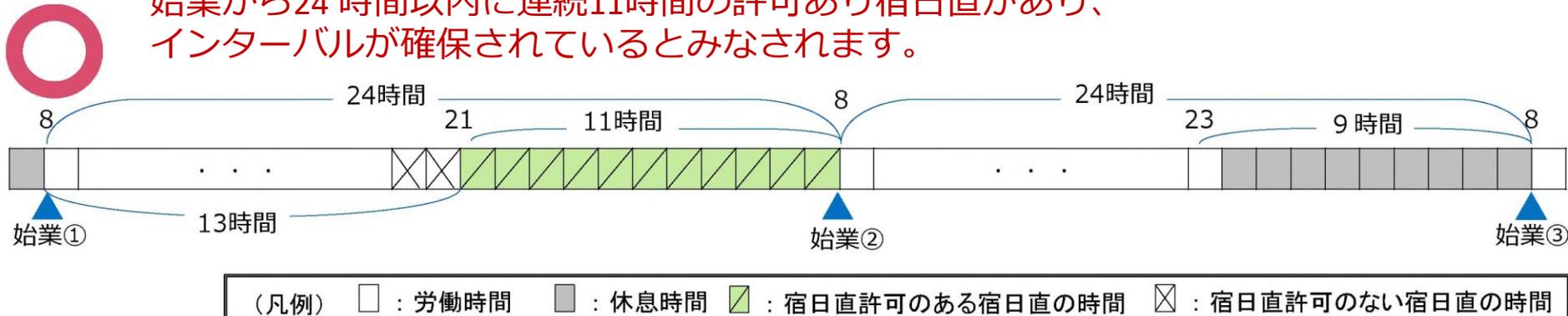


# 許可あり宿日直の扱い

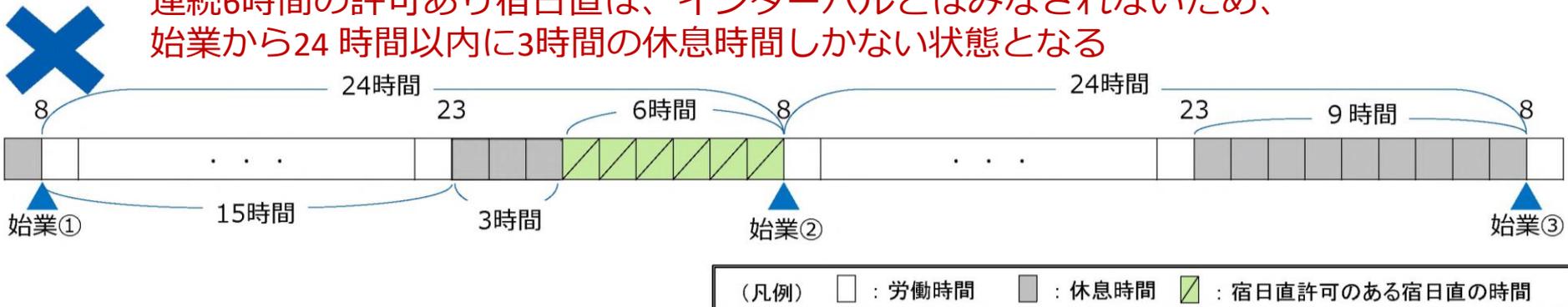
**9時間以上**の場合：インターバルとみなされる（**休息时间と同じ扱い**）

**9時間未満**の場合：インターバルとみなされない（**労働時間と同じ扱い**）

始業から24時間以内に連続11時間の許可あり宿日直があり、インターバルが確保されているとみなされます。

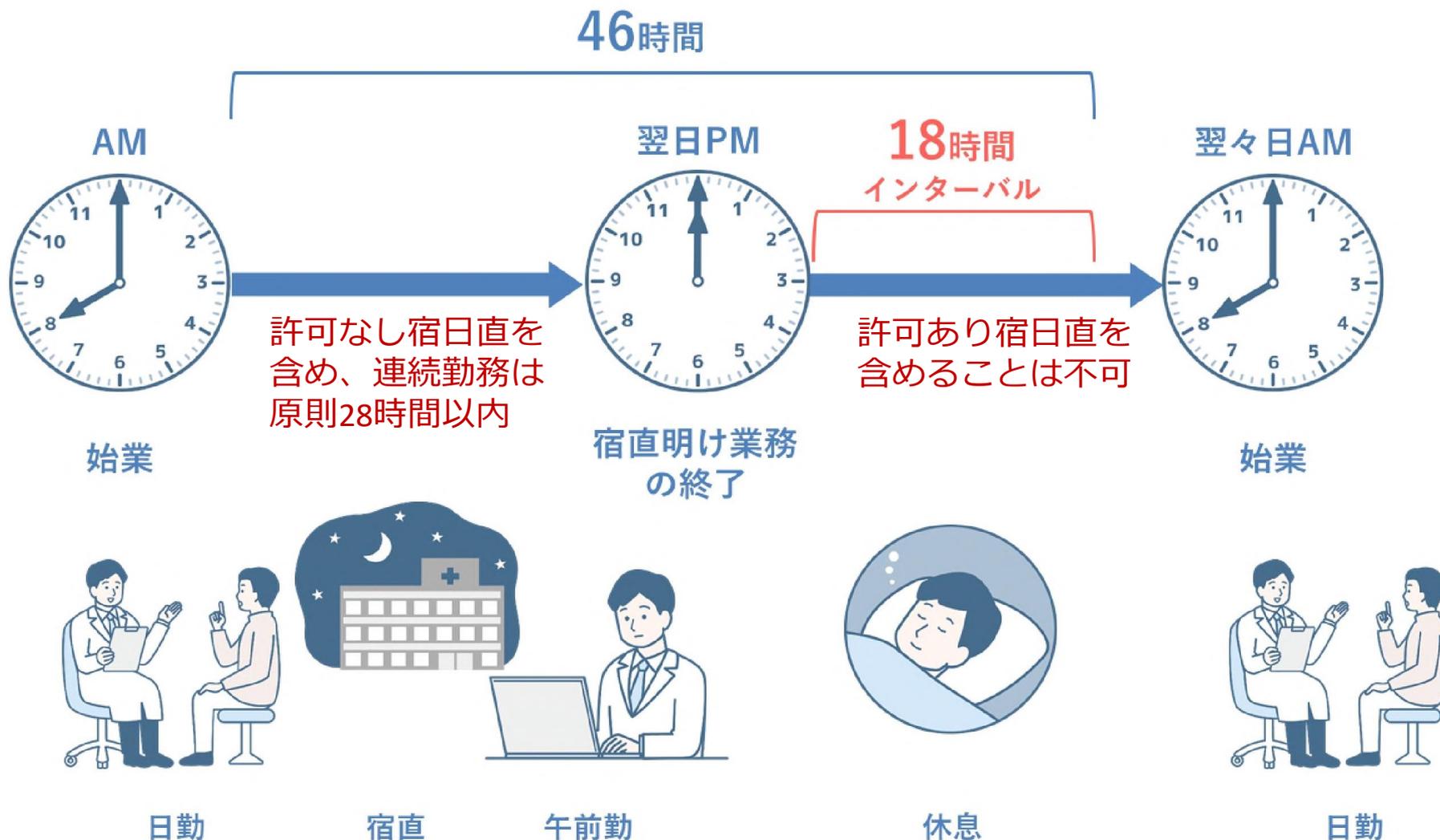


連続6時間の許可あり宿日直は、インターバルとはみなされないため、始業から24時間以内に3時間の休息时间しかない状態となる



# 働き方のイメージ（例外・許可なし宿日直勤務）

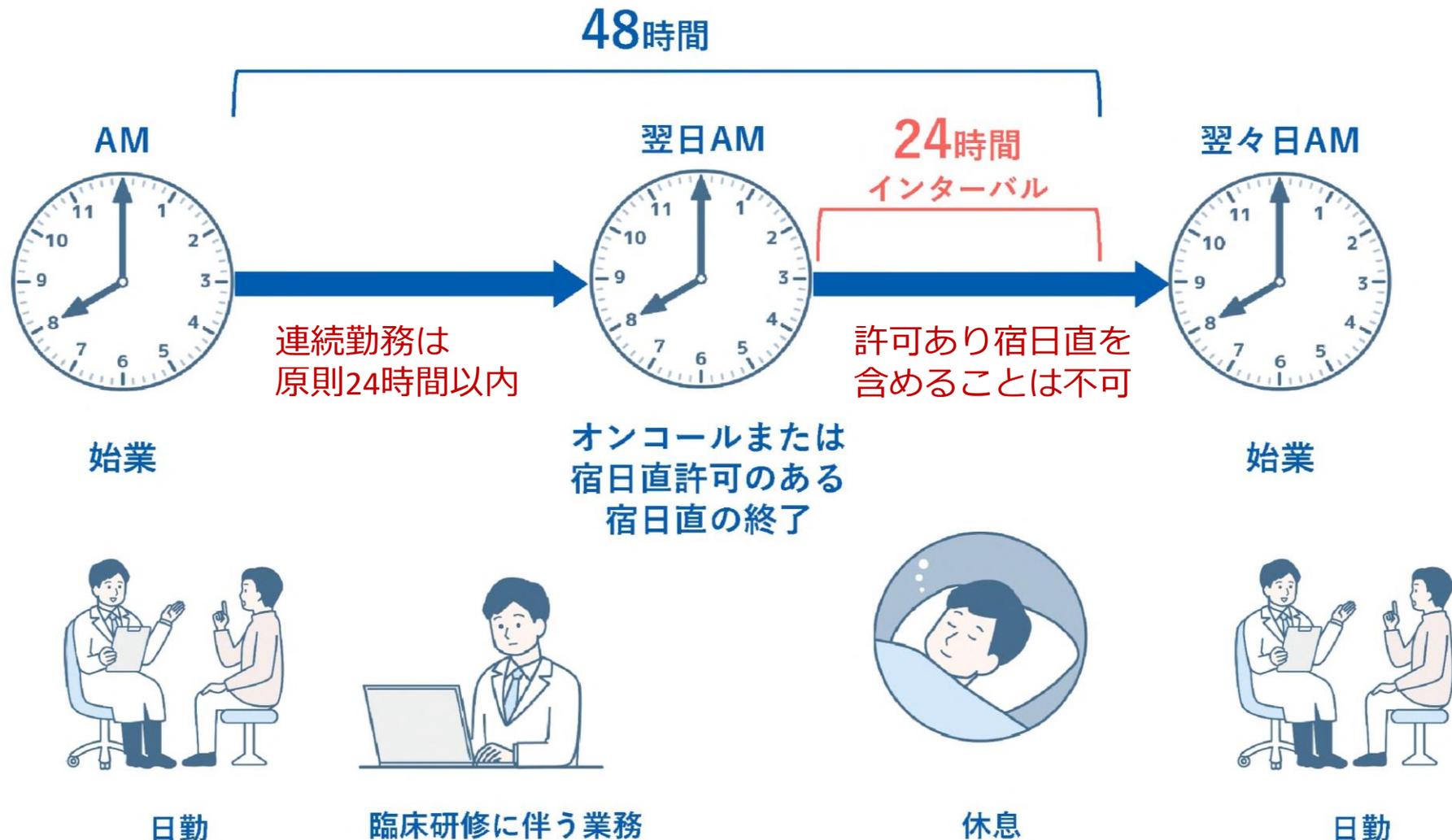
臨床研修医は適用不可・許可なし宿日直がない勤務日に適用不可



※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

# 働き方のイメージ（例外・臨床研修医）

臨床研修医に対し、研修の必要性から、やむを得ない場合に適用



# インターバル中のやむを得ない業務の発生

休憩中でも緊急で業務が発生した場合は  
対応することが可能です。



シフトを作成する時点で、  
適切な休息が確保されていないものは認められません。

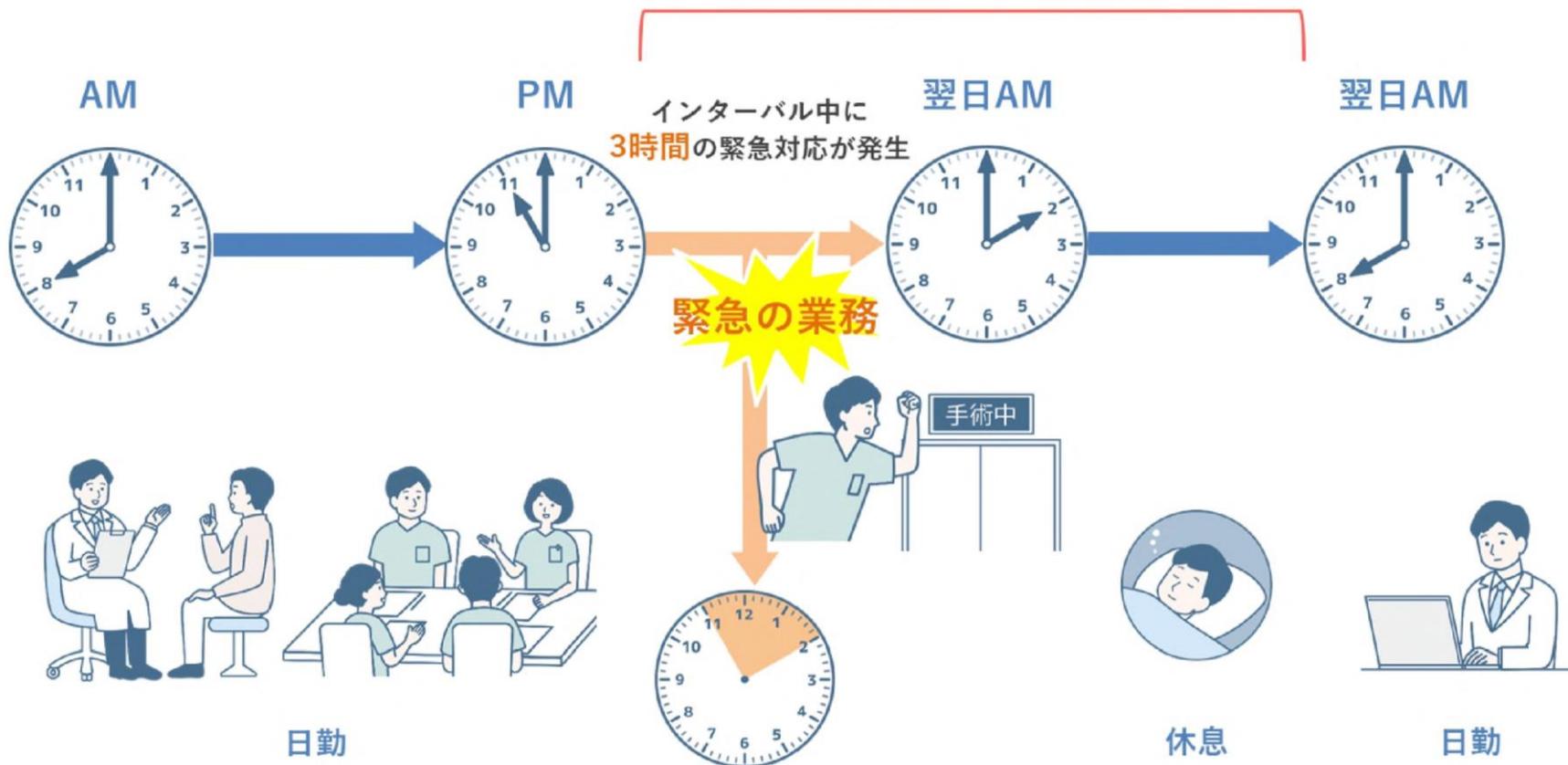
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1 日勤	2 休暇	3 宿直	4 午前勤
5 日勤	6 日勤	7 休暇	8 宿直	9 午前勤	10 日勤	11 日勤
12 日勤	13 休暇	14 宿直	15 午前勤	16 日勤	17 休暇	18 日勤
19 日勤	20 日勤	21 休暇	22 宿直	23 午前勤	24 日勤	25 日勤
26 日勤	27 日勤	28 休暇	29 宿直	30 午前勤		



# 代償休息の付与

休息中でも、緊急の業務が発生した場合は対応が可能です。  
このような場合には、代償休息が与えられます。

9時間のインターバル予定

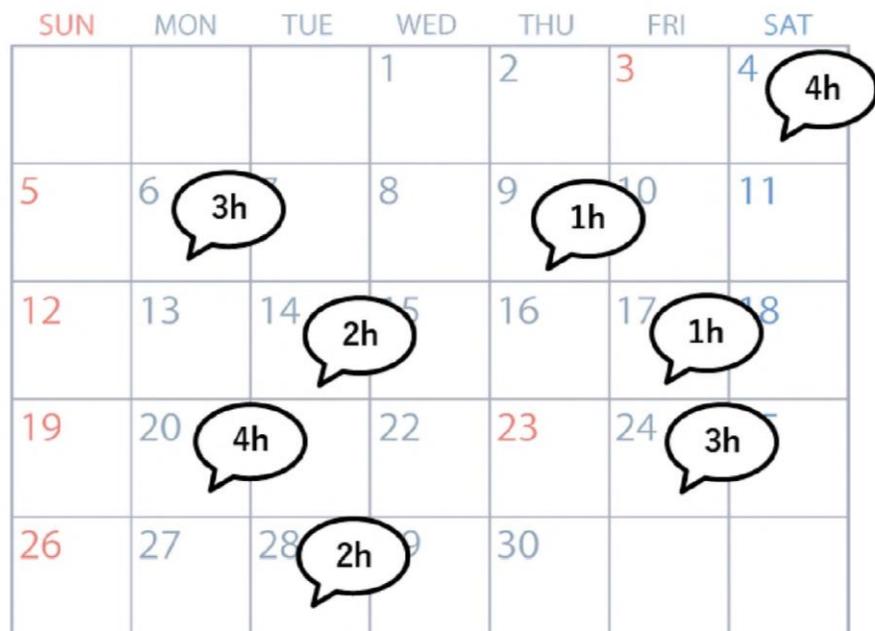


この3時間分の代償休息は**翌月末まで**に与えられます。

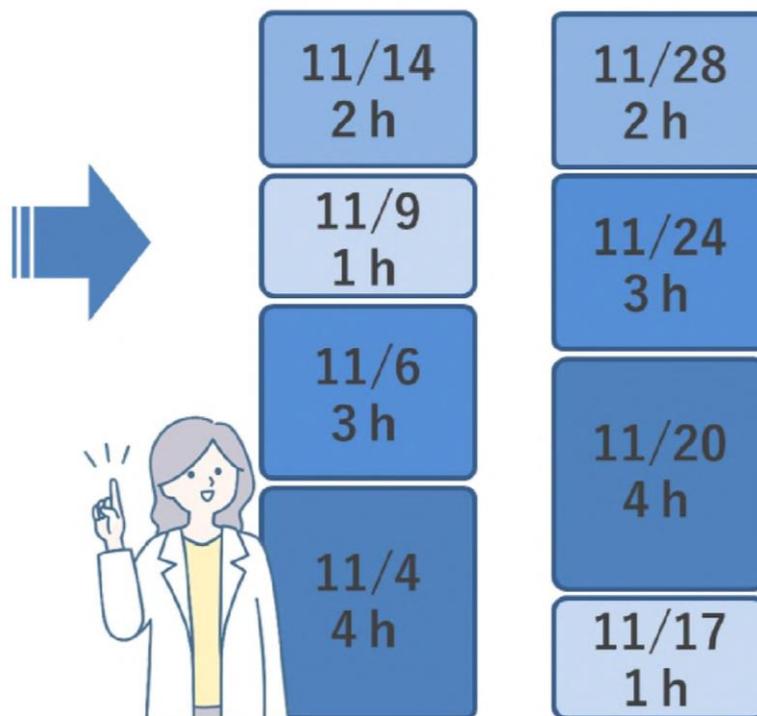
# 代償休息の管理

インターバル中に働いた場合は、代償休息が与えられます。

(例)11月に発生したインターバル中の  
突然の業務



累積20時間分の代償休息が  
12月末までに与えられます。



# 代償休息の考え方①

	臨床研修医	臨床研修医以外
許可あり宿日直中に発生した業務の代償休息の場合	代償休息の付与義務あり 〔付与しない場合は違法となる〕	確保に向けた <b>配慮義務のみ</b>
その他の業務の代償休息の場合		
付与時期	【原則】 診療科毎の研修期間の末日と翌月末の早い方 【例外】 遅くとも翌月末まで	翌月末まで

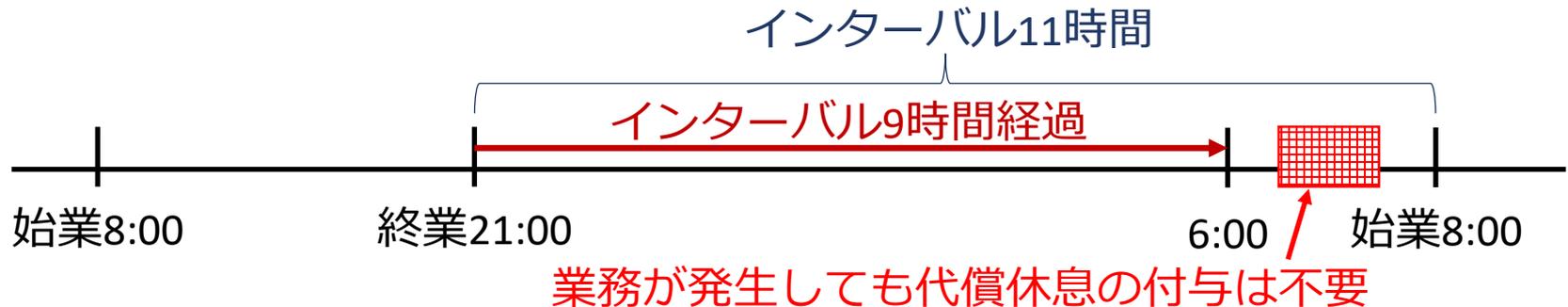
## 代償休息の考え方②

- 本人の希望があれば、**年次有給休暇として代償休息を付与**することは可能  
(**本人の意に反した付与は不可**)
- 代償休息については、必ずしも**有給で付与することを義務付けるものではない** (無給とすることも可)  
(**事前に労使で話し合い、院内ルールの明確化を**)
- 予定されていた**休日以外で付与することが望ましい**  
(面接指導の結果によっては、休日以外への付与の徹底を)
- 「15分」「30分」「1時間」など**付与単位を簡便化**することも可能  
(付与時間が実労働時間を上回るよう**付与時間の切り上げが必須**)

# 代償休息の考え方③

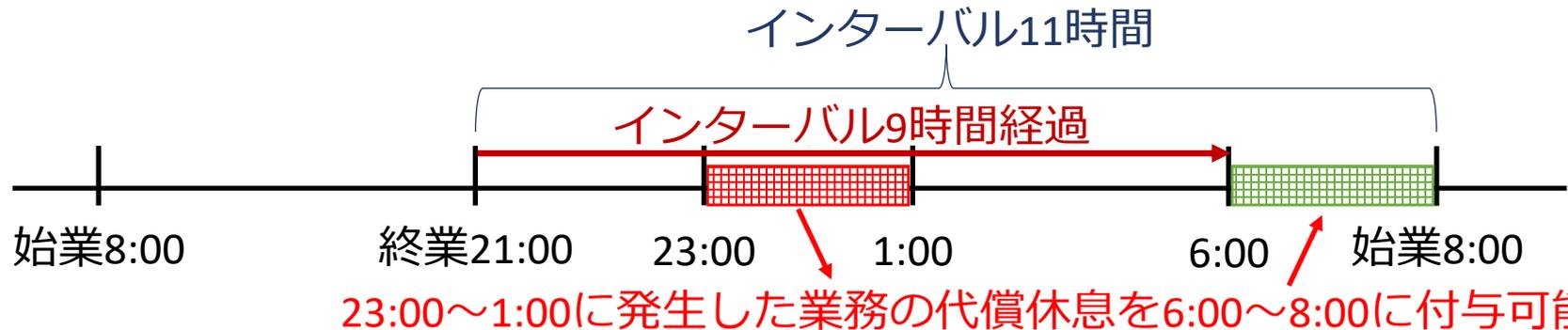
- 必要な**インターバル確保後に発生した業務の代償休息は付与不要**

〔 21時から翌8時まで11時間のインターバルがあり、インターバル9時間経過後の6時以降に業務が発生した場合 → 代償休息の付与は不要 〕



- 必要な**インターバル確保後の休息時間に代償休息を充てることは可能**

〔 21時から翌8時まで11時間のインターバルがあり、インターバル9時間経過前（例えば23時から翌1時まで）に業務が発生した場合 → 9時間のインターバル終了後の6時から8時を代償休息として整理可能 〕



# 立入検査の流れ（勤務間インターバル等の確保）

- 立入検査では、原則として、医師全員ではなく、**複数名を抽出して確認**を行います。
- 抽出作業に必要なため、保健所からの事前連絡に従い、以下のとおり事前調書の作成、提出をお願いします。
- 検査対象者・対象月については、**事前に指名**しますので、**指名を受けた医師の当該月の勤務状況の整理など検査準備**をお願いします。

## 事前調書の提出 ※4～5月分も必要な記録の作成・保存は義務

検査対象期間（検査予定月の前々月から起算して1年間、令和6年度に限り6月以降）に、特例水準を適用していた特定対象医師の一覧（様式2）を作成し、各保健所に提出してください。

# 勤務間インターバルの確保等に係る記録様式

- 国が公表している様式をもとに、必要事項を網羅した**参考様式を県で公表**していますので、**原則として当該様式を用いた検査資料の作成**に御協力をお願いします。
- 制度上は、日常管理している独自様式による受検も可能ですが、**検査の円滑化のため**、可能な限り、**対象者の情報を参考様式に転記**するなど**御協力をお願いします**。
- なお、システム等で記録を管理する場合、必要な情報を直ちに明瞭かつ整然とした形式でパソコン画面等に表示し、書面にも出力できることが求められていますので、独自様式で受検する際は、出力・整理をお願いします。

# 様式の記入方法

パターンを選択

- 24/9：宿日直がない勤務日【共通】
- 24/9(許可有)：許可あり宿日直がある勤務日【共通】
- 24/9(15超)：15時間を超えて連続勤務させる場合【臨床研修医以外】
- 46/18：許可なし宿日直がある勤務日【臨床研修医以外】
- 48/24：15時間を超えて連続勤務させる場合【臨床研修医】

所定就業時間（所定労働時間+休憩時間）を記入

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～ 終了時間	宿日直従事時間 <small>（うち、許可有の宿日直従事時間）</small>	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (月)		休み						
7/2 (火)		休み						
7/3 (水)	24/9	8:30～17:15	(AM休) 13:00～21:30		21:30～24:00	02:30		
7/4 (木)	24/9 (許可有)	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～6:30 17:15～24:00	06:30 06:45	2:00～4:00	7/18 8:30～10:30
7/5 (金)		0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/6 (土)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
7/7 (日)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～22:00		0:00～6:00 22:00～24:00	06:00 02:00		
7/8 (月)		休み			0:00～7:00	07:00		

実際の勤務時間を記入

宿日直勤務時間を記入  
(許可ありの場合は再掲も)

インターバル中に発生した  
業務がある場合、発生した  
時間と代償休息の付与状況  
を記入

前日からの  
継続勤務の  
場合は空欄

兼務先等での勤務時間は  
本人の自己申告等により  
把握している場合に記入

必要なインターバルの時間のみ記入

〔 6:30～8:30もインターバル（休憩時間）に当たるが、  
21:30～6:30で9時間が経過するので、様式上は6:30まで 〕

# 勤務間インターバル（宿日直がない勤務日）【共通】

① 21:00～6:00でインターバル9時間を確保

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～ 終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/6 (土)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	3:00	22:30～23:30	8/11 8:30～9:30
7/7 (日)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～22:00		0:00～6:00 22:00～24:00	6:00 2:00		
7/8 (月)					0:00～7:00	7:00		

② 7/6 8:30から24時間が経過(7/7 8:30)する  
前(7/7 6:00)にインターバル9時間を確保

③ インターバル中に業務が1時間発生

④ 翌月末(8月末)までに代償休息を付与

## パターン「24/9」の確認点 (①②④を満たしていない場合は改善指導の対象)

- ① インターバルが連続9時間以上確保されているか
- ② 事前に予定された勤務開始時間から24時間が経過する前に、インターバル9時間が経過しているか
- ③ インターバル中に発生した業務があるか
- ④ インターバルが9時間経過する前に業務が発生している場合、翌月末までに代償休息を付与しているか

# 勤務間インターバル（許可あり宿日直がある勤務日）【共通】

① 17:15～2:15でインターバル9時間を確保

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～ 終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/23 (火)	24/9 (許可有)	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	17:15～24:00	6:45	(23:30～24:00)	8/18 11:30～12:00
7/24 (水)	24/9	兼業等 0:00～ 8:30 9:30～18:15	0:00～ 8:30 9:30～23:30	0:00～ 8:30 (0:00～ 8:30)	0:00～ 2:15 23:30～24:00	2:15 0:30		

② 7/23 8:30から24時間が経過(7/24 8:30)する  
前(7/24 2:15)にインターバル9時間を確保

③ インターバル中に業務が30分発生

④ 翌月末(8月末)  
までに代償  
休息を付与

## パターン「24/9 (許可有)」の確認点

(①②④(臨床研修医)⑤(臨床研修医以外)を満たしていない場合は改善指導の対象)

- ① 許可あり宿日直が連続9時間以上あるか
- ② 事前に予定された勤務開始時間から24時間が経過する前に、許可あり宿日直9時間が経過しているか
- ③ 許可あり宿日直中に発生した業務があるか
- ④ 許可あり宿日直が9時間経過する前に業務が発生している場合、翌月末までに代償休息を付与しているか **【臨床研修医は付与義務】**
- ⑤ 代償休息の確保に向けて配慮を行ったか **【臨床研修医以外は配慮義務】**

# 勤務間インターバル（15時間を超えて連続勤務させる場合）

【臨床研修医以外】

① 8:30～翌1:30で17時間勤務

② 15時間を超えた2時間について、次の業務開始までに代償休息を付与

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に 従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/20 (土)	24/9 (15超)	8:30～17:15	8:30～24:00		0:00～ 5:45	5:45	0:00～ 2:00	8/1 8:30～10:30
7/21 (日)	24/9	8:30～17:15	0:00～ 1:30 10:30～17:15		1:30～ 8:30 17:15～24:00	7:00 6:45	2:00～ 3:00 22:00～22:30 23:30～ 0:00	7/21 8:30～10:30 8/23 8:30～ 9:30 8/11 8:30～ 9:30
7/22 (月)		休み			0:00～ 2:15	2:15	1:00～ 1:30	8/11 9:30～10:00

③ インターバル7時間 + 代償休息2時間で9時間

④ インターバル中に業務が1時間発生

⑤ 翌月末(8月末)までに代償休息を付与

## パターン「24/9 (15超)」の確認点 (②③⑤を満たしていない場合は改善指導の対象)

- ① 勤務実績が15時間を超えているか
- ② 15時間を超えた分について、次の業務開始までに代償休息が付与されているか
- ③ 代償休息とあわせて、連続9時間以上の休息時間が確保されているか
- ④ インターバル中に発生した業務があるか
- ⑤ インターバルが9時間経過する前に業務が発生している場合、翌月末までに代償休息を付与しているか

# 勤務間インターバル（許可なし宿日直がある勤務日）

【臨床研修医以外】

① 許可なし  
宿日直がある

② 7/10 12:30～7/11 6:30でインターバル18時間を確保

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～ 終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/9 (火)	46/18		8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00			
7/10 (水)			0:00～ 8:30	0:00～12:30	12:30～24:00	11:30		
7/11 (木)	24/9	兼業等	8:30～12:30 18:45～23:30	8:30～12:30 18:45～23:30	0:00→ 6:30 23:30～24:00	6:30 0:30	7:30～8:30	

③ 7/9 8:30から46時間が経過(7/11 6:30)する  
前(7/11 6:30)にインターバル18時間を確保

④ インターバル中に1時間  
の業務が発生しているが、  
18時間経過後のため代償  
休息の付与は不要

## パターン「46/18」の確認点（①②③⑤を満たしていない場合は改善指導の対象）

- ① 許可なし宿日直が含まれているか
- ② インターバルが連続18時間以上確保されているか
- ③ 事前に予定された勤務開始時間から46時間が経過する前に、インターバル18時間が経過しているか
- ④ インターバル中に発生した業務があるか
- ⑤ インターバルが18時間経過する前に業務が発生している場合、翌月末までに代償休息を付与しているか

# 勤務間インターバル（15 時間を超えて連続勤務させる場合）

【臨床研修医】

① 7/28 8:30～7/29 8:30でインターバル24時間を確保

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～ 終了時間	宿日直従事時間 <small>（うち、許可有の宿日直従事時間）</small>	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/27 (土)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00				
7/28 (日)		0:00～ 8:30	0:00～ 8:30	0:00～ 8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29 (月)	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30		0:00～ 8:30 12:30～21:30	8:30 9:00		

② 7/27 17:15から48時間が経過(7/29 17:15)する  
前(7/29 8:30)にインターバル24時間を確保

③ インターバル中に業務が2時間発生

④ 翌月末(8月末)までに代償休息を付与

## パターン「48/24」の確認点（①②④を満たしていない場合は改善指導の対象）

- ① インターバルが連続24時間以上確保されているか
- ② 事前に予定された勤務開始時間から48時間が経過する前に、インターバル24時間が経過しているか
- ③ インターバル中に発生した業務があるか
- ④ インターバルが24時間経過する前に業務が発生している場合、翌月末までに代償休息を付与しているか

# 立入検査で指摘を受けた場合の対応

## 面接指導等に対する指摘と同じ対応となります

- 医療法に定められた対応を行っていない場合、保健所から改善指導を行います。
- 改善指導に当たっては、必要に応じて、医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるように指導することがあります。なお、その場合、検査結果を医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理相談コーナー（千葉労働局の委託先）の担当者に共有することがあります。
- また、繰り返し改善指導を行っても、改善に向けて必要な措置が講じられない場合、知事名で改善命令を出すことがあります。

※改善命令に違反した場合、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となるほか、特例水準の指定を取り消すことがあります

# 質疑応答

- **Q&A機能への質問**は、後日、**県ホームページに回答をアップロード**します。
- **この場で質問を希望**する方は、**「手を挙げる」を押し**、事務局から指名後に御発言をお願いします。なお、時間の都合上、御指名できなかった方は、お手数ですが、後日個別にお問い合わせください。

**御清聴ありがとうございました。  
説明会後も、不明点等あれば、  
お気軽にお問合せください。**

**問合せ先**



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

**千葉県健康福祉部医療整備課  
医師確保・地域医療推進室**

**d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp**